

日常生活用具借用申請書（許可書）

三沢市社会福祉協議会会長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記により、日常生活用具の借用を申請します。

1 借用申請内容

借用用具 (機材番号)	(1) 手動ベット (2) 電動ベット (3) マット (4) 車椅子		
借用期間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日		
ふりがな		生年月日	大正・昭和・平成
使用者氏名			年 月 日 (歳)
使用者住所			電話番号
使用者の状態 (簡単に)			

2 借用条件

- (1) 使用者は社会福祉協議会(以下社協という)の会員規定に基づき特別賛助会員とする。
- (2) 特別賛助会員は1週間以上にわたる日常生活用具利用者とし、貸出し時にベッドは1000円、車椅子は500円の会費を納付し会員となるものとする。貸出しは利用者一人につき各1台とする。

3 借用における承諾事項

- (1) 生活用具の借用期間は、借用した日から、必要としなくなる日までとする。
- (2) 使用者は、常に、生活用具の正常な維持管理に努めるものとする。
- (3) 借用用具は、譲渡、転貸又は担保に供してはならない。
- (4) 使用者が借用用具を破損又は汚損した場合には速やかに社協に連絡することとし、その修繕に要する費用は、原則として使用者の負担とする。
- (5) 使用者が必要としなくなったとき、或いは使用者が死亡したときは、その親族はすみやかに社協に返納を申し出るものとする。
- (6) 許可書は、使用者(原本)と社協(写し)がそれぞれ一部を保管するものとする。
- (7) 申請に係る個人情報、担当者が厳重に保管し、器材の借用手続き及び事後の維持管理のみに使用するものとする。

4 連絡先 三沢市幸町3-11-5 三沢市社会福祉協議会 電話 0176-53-3422

許 可
印

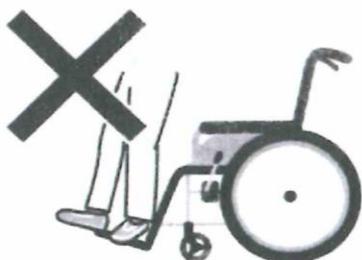
局 長	次 長	係

特別賛助会費	取扱者印
金 円	

車いすを安全にご使用いただくための注意事項

(必ずお読みください。)

 禁止 フットサポートの上に立たないでください。



車いすのフットサポートの上に立つようなことはしないでください。製品の破損のおそれだけでなく、転倒による事故の危険があります。

 注意

警告 車いすからの乗り降りは、左右の駐車ブレーキを確実にかけておこなってください。



車いすから乗り降りする場合は、左右の駐車ブレーキを確実にかけて、乗降動作をおこなってください。駐車ブレーキがかかっていない状態での乗り降りは、転倒や車いすが思わず動き出してしまうことでの事故の危険があります。

左右の駐車ブレーキを確実にかけて行ってください。

- 車いすからの乗り降り
- 車いすからベッドなどへ、ベッドなどから車いすへの移乗
- 車いすからはなれる

